

身体拘束廃止のための指針

1. 総則

プラチナヴィラ各施設は、身体拘束を防止するとともに、入所者が日常生活を安全で快適に過ごすための体制を確立するために必要な事項を定めることとする。

2. 委員会の設置

前条の目的を達成するために、各施設に「身体拘束廃止（防止）委員会」（以下委員会という）を設置する。

3. 身体拘束廃止のための職員研修に関する基本方針

委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回、身体拘束廃止に関する研修を実施する。

4. 身体拘束の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合は、別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に基づき適切に対処する。

5. 身体拘束廃止責任者の役割

- (1) 身体拘束廃止を統括する身体拘束廃止責任者は委員長が任命する。
- (2) 委員長は身体拘束廃止責任者に以下の権限を与える。
 - ① 身体拘束事例の報告システムの管理を行う。
 - ② 報告システムによって収集した事例について、すべての関係職員と面談し事実関係の調査を行う。
 - ③ 報告システムによって収集した事例から、身体拘束の可否を各部署の委員を組織し検討する会議の責任者の役割を担う。
 - ④ やむを得ず身体拘束を実施した場合の必要書類の確認・監査を行う。
 - ⑤ 委員会で策定した防止策の実行指導・支援を行う。
 - ⑥ 身体拘束に関する情報収集、研修企画案や施設内調整を行う。
 - ⑦ その他の身体拘束廃止に関する活動を行う。
- (3) 身体拘束廃止責任者は前項の検討結果を委員会に報告する。

6. 報告システム

身体拘束が必要とされた場合は、直ちに委員長、身体拘束廃止責任者へ報告する。
必要書類に必要事項を記載し提出する。

7. 職員の責務

職員は身体拘束廃止を原則として日常業務を行う。

8. 記録の保管

身体拘束を実施した場合の必要書類、療養記録は事務部門にて5年間保管する。

9. 指針の閲覧について

この指針は、プラチナヴィラ各施設において、いつでも自由に閲覧することができる。

10. 指針の見直し

本指針は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

平成30年1月作成

2018年11月9日 追記（指針の閲覧について）

身体拘束廃止委員会 規程

医療法人 徳寿会
介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前

第1条 (設置目的)

この委員会は、身体拘束が利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることを周知し、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、利用者の安全安楽な生活が確保されることを目的として設置された。

第2条 (目標)

利用者の尊厳ある生活が保障される。

第3条 (所掌事項)

委員会は、利用者の身体抑制廃止のため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (2) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- (3) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- (4) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導・研修
- (5) その他、身体拘束廃止のために必要な事項

第4条 (組織)

委員会は次の各号に掲げる委員、また委員長が必要と認める者によって構成される。

- ① 施設長（医師）
- ② 看介護部長
- ③ 看護部から1名
- ④ 介護部から1名
- ⑤ リハビリテーション部から1名
- ⑥ デイケアから1名
- ⑦ 介護支援専門員・支援専門員から1名
- ⑧ 栄養士
- ⑨ その他委員長が必要と認める者

第5条 (任期)

前条に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 (委員長)

委員長は、会議で適任者を選抜し、職員会議にて承認後任命する。

- 2 委員長は委員を招集し、委員会の会務を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できなくなったときは、副委員長が職務を代行する。

- 4 委員長が必要であると認めたときは、委員以外の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。
- 5 委員長が会議を必要と認めたときは、職権により臨時委員会を招集することができる。また、直ちに上位に位置する会議の招集を勧告する責務を負う。

第7条 （会議）

委員会は、原則として1ヶ月に1回の定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。定例会議は毎月第2週の木曜日から開催とする。

- 2 委員会は、委員長が招集し、委員の2分の1以上の出席がなければ委員会を開くことができない。
- 3 議長は委員長が担当する。また、書記は委員会終了後1週間以内に議事録を作成し、委員長に提出する。委員長は議事録を確認する

第8条 （委員会の権限）

各部門より出された予防及び是正要求に対して、それが予防措置に関すると判断した場合、委員長及び委員会は速やかに検討・対処を行わなければならない。

- 2 委員会での調査・研究・審議の状況及び結果については議事録を作成した後、各部門及び法人に報告しなければならない。また、作成した議事録は全て2年間事務部にて保管するものとする。

第9条 （身体拘束廃止に向けた各職種の役割）

①	施設長	身体拘束廃止委員会の総括管理 ケア現場における諸課題の総括責任
②	医師	医療行為への対応 看護職員との連携
③	看護職員	医師との連携 施設における医療行為の範囲の整備 重度化する利用者の状態観察 記録の整備
③	生活相談員 支援専門員	身体拘束廃止に向けた職員教育 医療機関、家族との連絡調整 家族の意向に添ったケアの確立 施設のハード、ソフト面の充実 チームケアの確立 記録の整備
④	栄養士	経管栄養から経口への取り組みとマネジメント 利用者の状態に応じた食事の工夫
	介護職員	拘束がもたらす弊害を正確に認識する 利用者の尊厳を理解する 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める 利用者とのコミュニケーションを充分にとる 記録は正確かつ丁寧に記録する

第10条 （緊急やむを得ない場合について）

緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は委員会において事前に手続き等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。

- 2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、「緊急やむを得ない場合」と判断された場合には、次の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きを極めて慎重に実施する。

「切迫性」 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

「非代替性」 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合

「一時性」 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

- 3 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努め、その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うこととする。（別紙1）
- 4 心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。これら記録は施設において保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく。（別紙2）（別紙3）

第11条 （外部専門家の活用）

施設外の専門家（介護分野や福祉機器分野などの専門家など）に依頼し、身体拘束廃止についての相談・指導等を受けることができる体制を整備する。

第11条 （改訂）

委員会の規程・マニュアルが改正された場合、各部署の委員が改訂版と旧版の差し替えを行う。

- 2 改訂が生じた場合は改訂履歴を本規程に記載する。

附 則

この規程は平成26年11月1日より施行する。

2024年4月改定

身体拘束廃止マニュアル

プラチナ・ヴィラ

目次

1. 基本的な考え方
2. 身体拘束の定義
3. 身体拘束廃止委員会の設置
4. 身体拘束廃止委員会の開催
5. 利用者・家族等への説明
6. ケース記録への記載
7. 拘束解除を目的とする継続的カンファレンス
8. 緊急の対応として
9. 「身体拘束に関する説明書」の保管について

1. 基本的な考え方

【職員の共通認識】

- ① 施設サービス提供に関わる職員全体で十分に議論し共通認識を持つ。
- ② 拘束等を無くしていくよう取組む必要がある。
- ③ 人員不足を理由に安易に身体拘束等をしてはいけない。
- ④ 事故発生時の法的責任回避のために安易に身体拘束していないか。
- ⑤ 高齢者は転倒転落のリスクが高く、転倒時に大ケガをするという先入観で安易に身体拘束していないか。
- ⑥ 認知症ということで安易に身体拘束していないか。
- ⑦ 緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。

※ 心身の状態をアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求していくことが重要である。身体拘束の弊害を理解し、「高齢者の機能回復」という目標に相反する結果を招くおそれがあることを認識する。

(1) 身体的弊害

- ① 関節拘縮、筋力低下などの身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害。
- ② 食欲低下、心肺機能低下や感染症への抵抗力の低下など内的弊害。
- ③ 車椅子、椅子に拘束している場合は立ち上がりによる転倒など。
- ④ ベッド柵を乗り越えることによる転落。
- ⑤ 抑制具による窒息など。

(2) 精神的弊害

- ① 不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与え人間としての尊厳を侵す。
- ② 認知症が進行し、せん妄の頻発をもたらす。
- ③ 身内が拘束されている姿を見た家族は、混乱し、後悔し、罪悪感にさいなまれる。
- ④ 職員も自ら行うケアに対して誇りが持てなくなり働く意欲、士気の低下を招く。

(3) 社会的弊害

- ① 職員の士気を低下させる。
- ② 施設に対する不信、偏見を引き起こす。
- ③ 身体的弊害が医療処置を生じさせ、経済的な影響を及ぼす可能性がある。

※ 身体拘束は利用者の尊厳を傷つけるものであり、質の高いサービス提供を目指すには身体拘束をしない対応を心がける必要がある。

2. 身体拘束の定義

- (1) 徘徊しないように車イスや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分でベッドから降りないように、ベッドを柵で囲む。
- (4) チューブ類をいじらないように、四肢をひも等で縛る。

- (5) チューブ類をいじらないよう、皮膚をかきむしらないよう、ミトン型の手袋等をする。
- (6) 車イス乗車時立ち上がったたり、ずり落ちたりしないように、Y字抑制ベルトや腰ベルト、車イステーブルを付ける。
- (7) 立ち上げれる人には立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) オムツはずし、脱衣を制限するため
- (9) に、介護服（つなぎ）を着せる。
- (10) 他者への迷惑更衣を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- (11) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (12) 部屋を施錠し自分の意思で開けることができない居室に隔離する。

3. 身体拘束廃止（防止）委員会の設置

- (1) 委員長：施設長
 - (2) 委員：看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援相談員、事務員
- 委員長は委員の中から身体拘束廃止責任者を1名任命する。

委員会は身体拘束廃止のための対応策を検討する。

4. 身体拘束廃止委員会の開催

毎月1回開催する。

委員長及び身体拘束廃止責任者は「緊急やむを得ず身体拘束が必要と判断する場合」は臨時で委員を招集し委員会を開催できる。

【緊急やむを得ない場合】

- ① 徘徊や興奮状態で周囲への迷惑行為が発生した場合
- ② チューブ類の抜去を繰り返すなど危険な行為が起きた場合。
- ③ かきむしりや身体を叩き続けるなどの自傷行為が生じた場合。

【身体拘束が認められる場合】

- ★ 切迫性：利用者、他者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ★ 非代替性：身体拘束以外に代替する方法が無い
- ★ 一時性：身体拘束等の制限が一時的なものである

※ 上記をふまえ対応策を十分に話し合うことが重要

5. 利用者・家族への説明

- (1) 家族または代理人へ連絡する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書」に基づいて施設長が説明する。
- (3) 家族または代理人の十分な理解と同意を得る。
- (4) 納得が得られたら、同意書に署名捺印を求める。

6. ケース記録への記載

身体拘束・行動制限等を行う場合は、様態、時間、心身の状況等を記録する。

所定の用紙に必要事項を記載し、観察内容を記録する。

7. 拘束介助を目標とする継続的カンファレンス

身体拘束、行動制限等が行われている場合は、介助を目的に定期的にカンファレンスを実施する。また身体拘束廃止委員会においても身体拘束の可否を検討する。

8. 緊急の対応として

利用者が夜間帯等で暴れたりするなど緊急を要する場合は、リーダー、看護職員等へ連絡する。当該職員で検討し「緊急やむを得ない状況」と判断した場合には直ちに対応し、施設長及び施設責任者に報告する。

9. 「身体拘束に関する説明書」の保管について

説明書は原本を施設保管とする。

コピーを2部作成し、1部は家族、1部は利用者ファイルに綴る。

平成30年1月作成

緊急の対応として

I. 利用者が夜間帯等で暴れたりするなど緊急を要する場合

管理夜勤看護師は、

- 1) 看護師長または施設長へ連絡

当該職員で検討し「緊急やむを得ない状況」と判断した場合には直ちに対応し、執行部へ報告する。

II. 利用者・家族への説明

- 1) 家族または代理人へ連絡する。
- 2) 「身体拘束に関する説明書」に基づいて施設長が説明する。
- 3) 家族または代理人の十分な理解と同意を得る。
- 4) 納得が得られたら、同意書に署名捺印を求める。

III. 記録

身体拘束・行動制限等を行う場合は、様態、時間、心身の状況等を記録する。

所定の用紙に必要事項を記載し、観察内容を記録する。

- 1) フローシート
- 2) 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録
- 3) 身体拘束実施時間表
- 4) フロア日誌

IV. 拘束介助を目標とする継続的カンファレンス

身体拘束、行動制限等が行われている場合は

- 1) 介助を目的に毎日にカンファレンスを実施
- 2) 看護師長の招集により、臨時身体拘束廃止委員会を開催し、身体拘束の可否を検討

V. 「身体拘束に関する説明書」の保管について

- 1) 説明書は原本を施設保管
- 2) コピーを2部作成し、1部は家族、1部は利用者ファイルに綴る

平成30年1月作成

身体拘束に関する説明と同意書

様

- あなたの状態が下記のABCをすべて満たしている状況のため、緊急時やむを得ず、先に記載の方法と時間などにおいて最小限度の拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に誠意を持って検討することを約束いたします。

記

- A 入所者ご本人または他の利用者などの生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所・行為・部位・ 内容)	
拘束の 時間帯および時間	
特記すべき 身体の状態	
身体拘束実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

上記の通り実施致します。

令和 年 月 日

介護老人保健施設プラチナヴィラ宮前施設長

記録者

印

印

入所者・家族記入欄

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名
(入所者本人との続柄

印

)

身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	身体状況の観察と再検討結果	カンファレンス参加者	記録者

身体拘束の指示書

様

- ① 入所者ご本人または他の利用者などの生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

身体拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所・行為・部位・内容)	
身体拘束の時間帯 および時間	
特記すべき 身体の状態	
身体拘束実施期間	

＊毎週、身体拘束カンファレンスを開催する事。
(医師・看護師・介護士・ケアマネ・相談員)

指示日： 年 月 日

指示医師： _____ 印

介護老人保健施設
プラチナ・ヴィラ宮前

行動制限（身体拘束・抑制）の同意書

入所者自身の危険な行動が見られた場合・この状態では生命に重大な危険が及びかねない（あるいはその恐れがある）と説明を受け、そのような状態では（あるいはそのような状態が生じた場合）危険防止の為、一時的に身体拘束・抑制する事を同意いたします。

＊身体拘束が必要な状況

- ☐ 覚醒不良で行動の予測が出来ない時
- ☐ 会話が成立せず、興奮がみられる
- ☐ 生命に関わるチューブ類を外そうとする行為が見られる時
- ☐ 説明・状況の理解が出来ない見当識状態
- ☐ 転倒・転落が予測される時
- ☐ その他（ ）

＊身体拘束について

- ☐ つなぎ服・・・・・・・・・・上下がつながっている服となる
- ☐ ミトン・・・・・・・・・・指の動きを抑制する手袋
- ☐ 安全ベルト・・・・・・・・・・車椅子乗車時に固定するベルト

＊身体拘束を解除する目安

- ☐ 行動制限しなくてもケアが出来る
☐ 転倒・転落のリスクが回避出来る
☐ その他（ ）

利用者様の行動制限は、可能な限り行わないことが望ましいと考えております。行動制限は必要最小限であるように努めます。症状・状態が改善すれば中止します。

上記説明を受け、納得しましたので実施に同意します。

年 月 日

入所者名：

ご家族名：

説明者：医師 印

同席者：相談員

介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前